

令和8年度保育園・認定こども園入園募集要項

1. 申込期間 ① 4月の入園 R7.12.1(月)から R8.1.9(金)まで
② 5月以降の入園 入園希望月の前月 10日まで

2. 申込先 白老町 健康子育て課 子育て支援係（いきいき4・6内）
8時30分から17時15分まで
(土日祝祭日及び年末年始休暇期間を除く)

3. 必要書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼施設利用申込書）
＊記入例を参考に、各児童について記入してください。
② 保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由	証明書類
① 就労しているとき	就労証明書
② 妊娠・出産のとき	就労証明書（産休欄）・母子手帳など
③ 保護者の病気や障がいのとき	診断書・入院計画書・障がい者手帳など
④ 親族の常時介護・看護のとき	介護保険被保険者証・障がい者手帳など
⑤ 災害復旧にあたっているとき	*状況により異なります
⑥ 求職活動（起業準備含む）のとき	求職活動・起業準備状況証明書兼誓約書
⑦ 就学（職業訓練校等含む）のとき	在学証明書など
⑧ 虐待やDVのおそれがあるとき	*状況により異なります
⑨ 育児休業取得中で継続利用が必要なとき	就労証明書（育休欄）
⑩ ①から⑨に類する状態として町が認める場合	*状況により異なります

4. 支給認定

保育園及び認定こども園の利用には支給認定を受ける必要があります。

認定区分	認定区分内容	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する児童 (1号認定を受けて施設の利用を希望される方は、 直接各園へお問い合わせください。)	・海の子保育園 ・白老小鳩保育園 ・白老さくら幼稚園 ・緑丘保育園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上(R8.4.1時点)で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする児童	・上記4園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満(R8.4.1時点)で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする児童	・はまなす保育園

5. 保育園・認定こども園一覧 (各園の詳細は別紙をご覧ください)

	園名	定員	区分	保育時間	延長保育	対象児童
保育園	はまなす保育園 萩野72番地1 83-2271	60名	町立	★月～金曜日 保育短時間 8時～16時 保育標準時間 7時30分～18時30分 ★土曜日 保育短時間 8時～16時 保育標準時間 7時30分～17時 (さくら幼稚園 8時から) (海の子保育園 18時30分まで)	×	生後 6ヶ月 以上
認定こども園	海の子保育園 虎杖浜74番地11 87-2481	30名	私立	○ (有料)		
	緑丘保育園 緑丘1丁目12番1号 82-4052	40名	私立	○ (短時間認定のみ・有料)		
	白老小鳩保育園 東町3丁目1番29号 82-2040	60名	私立	○ (有料)		
	白老さくら幼稚園 日の出町3丁目9番47号 82-2640	40名	私立	日曜日・祝日(振替含む) 年末年始(12/29～1/3)	×	

* 延長保育 標準時間認定：18時30分から19時まで、短時間認定：16時から18時30分まで

6. 保育料(保育料徴収額基準表別紙)

- ① 保育料は年に2回、児童と同一世帯に属する児童の扶養義務者の町民税額を合算して算定します。ただし、住宅取得控除等によって減税されている場合は、控除前の税額より算定します。

令和8年度4月～8月	令和8年度9月～3月
令和7年度の町民税額による保育料	令和8年度の町民税額による保育料

- ② 同一世帯で入所児童が2人以上となる場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料となります。(階層により軽減対象範囲が異なります。)
- ③ 保育料のほか、別途実費徴収費用が必要な場合があります。
- ④ 保育料は、町が決定した保育料を各園が定める方法で納めることとなります。
- ⑤ 月途中で入所するときの保育料は、日割り計算した額となります。

7. 入所の決定

入所の決定は先着順ではありません。希望者数が募集人数を超えた場合、公正な選考により保育の必要性の高い方から順に入所を決定します。

8. 問い合わせ

白老町 健康子育て課 子育て支援係 85-2021